

## 公 示

「島しょ部等における一般乗用旅客自動車運送事業の許可基準の  
細部取扱いについて」の廃止について

「島しょ部等における一般乗用旅客自動車運送事業の許可基準の細部取扱いについて」  
(平成16年3月31日付け公示第30号)は、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人  
1車制個人タクシーを除く。)の許可、事業計画の変更の認可、事業の譲渡譲受の認可、  
相続の認可及び運送約款の認可に関する審査基準」(平成14年1月28日付け公示第  
8号)の一部改正に伴い廃止する。

令和6年1月9日

内閣府沖縄総合事務局長  
三浦 健太郎

公 示

島しょ部等における一般乗用旅客自動車運送事業の許可基準の  
細部取扱いについて

島しょ部等における一般乗用旅客自動車運送事業の許可基準の細部取扱いについて  
定めたので公示する。

一部改正（平成19年3月30日公示第17号）

平成16年3月31日

内閣府沖縄総合事務局長  
竹 林 義 久

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない島しょ部

沖縄本島との間を連絡する道路が整備されていない島しょ部であって、その島しょ部内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しないものについては、その島しょ部外において一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行わない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可（営業所の新設に係る事業計画の変更認可を含む。以下、同じ。）を受けようとする者の申請があった場合には、最低車両数の基準を1両以上とする。

なお、本取扱いによる一般乗用旅客自動車運送事業の許可の際には、以下の条件を付すこととする。

- （1）業務の範囲は、「島しょ部外において一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行ってはならない。」こととする。
- （2）車体には「〇〇島（島しょ部名）限定」の表示をすること。

2. 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村（平成16年4月1日以降に市町村合併があった場合には当該市町村合併前の旧市町村単位で営業所が存在しない場合を含むことができるものとする。以下同じ。）

その区域内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村について

は、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者の申請があった場合には、最低車両数の基準を2両以上とする。

なお、本取扱いによる一般乗用旅客自動車運送事業の許可の際には、以下の条件を付すこととする。

- (1) 業務の範囲は、「発地及び着地のいずれもが営業所が存在する市町村の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。」こととする。
- (2) 車体には、「〇〇市（市町村名）限定」の表示をすること。

### 3. その他

- (1) 本公示による取扱いは、平成16年3月31日以降に申請があったものから適用する。
- (2) 上記1. から3. によるもののほか、地域の実情を勘案し、これらの一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない地域に準ずるものとして、沖縄総合事務局長が認める地域については、最低車両数の基準をそれぞれ1. から3. の規定により取り扱うことができるものとする。